

ギリシャ政府の新型コロナウイルス対策  
(国内制限措置の段階的緩和)

2020年5月13日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が新型コロナウイルス対策の国内制限措置について、今後の段階的緩和方針を次のとおり発表しました。これにより、昨年11月から実施されてきた国内制限措置のうち、主要措置の大部分が緩和・解除されることとなります。

しかしながら、当地では依然として多くの新規感染者が確認されていますので、皆様方におかれましては、今後とも引き続き、感染防止にご留意なさってください。

1 5月14日(金)からの緩和事項

(1)夜間外出禁止時間帯を午前0時30分から午前5時までとする(現行では午後11時から翌朝午前5時までの間)。

(2)日中の外出制限を解除する(外出時のSMS 13033番等による申告が不要となる)。

(3)スーパー、食料品店等以外の小売店での店頭での買い物時に義務づけられていた事前予約方式(Click Away、Click in Shop)を解除する(店内人数制限等は残るものの、これまで一日一度に制限されていた同理由による外出回数が解除され、SMS 13032番等による申告が不要となる)。

(4)美術館・博物館等(室内を含む)を再開する。

(5)県外移動制限(アツティカ以外は郡外移動制限)を解除する。陸路による県外移動の際は、定期的に検査を受けることを強く推奨する。

(6)レフカダ、エヴィア、サラミナを除く島との行き来については6月末までの間、フェリー及び航空便利用のために以下のいずれかの証明書等が必要となる。5歳以上の旅行者全てが対象となり、チケット予約時点で必要となる。

【島との行き来の際に必要なとされる証明書等】

- ・ワクチン接種証明書(接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)14日間経過している必要がある)
- ・出発72時間前以内のPCR検査、または出発24時間前以内のラピッドテストの陰性結果証明書(電子版を入手しなければならない)
- ・出発24時間前以内のセルフテストの陰性結果(受検結果申告はギリシャ政府プラットフォーム [selftesting.gov.gr](https://selftesting.gov.gr) で行わなければならない)
- ・コロナ治癒の証明書(発症後2から9か月の期間につき有効)

2 5月17日(月)からの緩和事項

保育園を再開する。

3 5月21日(金)からの緩和事項

屋外映画館を再開する(観客は75%まで)。

4 5月28日(金)からの緩和事項

屋外施設におけるコンサート・公演等を許可する(観客は着席のみで、50%まで)。

5 6月以降の緩和事項等

(1)バーの営業再開、イベント、レセプション開催等を許可する。結婚式等の屋外イベントは100名までの参加を可とする。

(2)6月1日から、ヨーロッパ・グリーンパス(ワクチン接種者やPCR検査陰性結果を所持する者に対して渡航制限を緩和する制度)の使用を開始する。現行の事前申告フォーム(PLF)にグリーンパスを統合し、PLF登録時に、旅行者自身がグリーンパス情報をアップロードできるシステムとする予定。

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)